

第四十八回 参議院農林水産委員会會議録第二十五号

昭和四十年五月二十五日（火曜日）

午後三時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 仲原 善二君  
理事

委員

田中 啓一君  
森 八三三君  
山崎 齊君  
渡辺 勘吉君

北口 龍徳君  
小林 篤一君  
温水 三郎君  
野知 浩之君  
堀本 宜実君  
森部 隆輔君  
大河原 次君  
北村 暢君  
石田 次男君  
北條 篤八君

衆議院議員  
農林水産委員長  
代理理事

農務大臣  
農林 大臣

政府委員  
農林政務次官  
農林省農林經濟局長  
農林省農地局長  
農林省畜産局長  
食糧庁長官

事務局側  
常任委員会専門員

赤城 宗徳君  
谷口 慶吉君  
久宗 高君  
丹羽雅次郎君  
楡垣徳太郎君  
齋藤 誠君  
宮出 秀雄君

本日の會議に付した案件

○農地開発機械公団法の一部を改正する法律案  
（内閣提出、衆議院送付）

○天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓管農振臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○積雪寒冷車作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案（衆議院提出）

○委員長（仲原善一君） ただいまから委員会を開きます。

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案を議題とし、本案の討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長（仲原善一君） 御異議ないものと認めます。

よって、これより採決に入ります。

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案を問題に供します。賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（仲原善一君） 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○北村暢君 ただいま可決されました農地開発機械公団法の一部を改正する法律案について、附帯決議案を提案したいと思ひますので、御賛同を願ひたいと思ひます。

案文を朗読いたします。

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案附帯決議案

政府は、農地開発機械公団の事業量を計画的に調整し、その能率的運営について指導し、経理内容の改善に一層努力するとともに左記事項の実施に努力すべきである。

記

一、政府は、牧場の建設に関する調査計画の立案にあつては、予定される経営主体の経営陣の構成、経営方法ならびに技術訓練等をも十分に検討し、経営主体に対する事前の連絡、指導に遺憾のないよう措置すること。

二、政府は公団の事業実施にあたり、計画期間中の年度別事業量が均衡するよう計画するとともに、事業運営に必要な資金に支障のないよう措置すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長（仲原善一君） おはかりいたします。

北村君提案の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（仲原善一君） 全会一致でございます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたします。農林大臣。

○國務大臣（赤城宗徳君） ただいま附帯決議をいただきましたが、その決議を尊重いたしましたので、その趣旨に従つて措置いたしましたので存じます。

○委員長（仲原善一君） なお、諸般の手續等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と稱ふ者あり

○委員長（仲原善一君） 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓管農振臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、本案の討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と稱ふ者あり

○委員長（仲原善一君） 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓管農振臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（仲原善一君） 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○大河原次君 私は、ただいま可決決定されました天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓管農振臨時措置法の一部を改正する法律案に対して、附帯決議案を提案したいと思ひます。よろしく御決議を願ひたいと思ひます。

案文を朗読いたします。

政府は、農業経営等の近代化にとまなない、その資金需要の規模が増大しつつある現況にかんがみ、被害農林漁業者の健全な経営の確立を図るため特に左記事項につき検討すべきである。

記

一、政令による経営資金の特別貸付限度額をさらに引上げる。

二、償還期限は被害農林漁業者の立ち上りを考慮し、更に延長すること。

三、被災地における開拓管農の現況は特に困難

がはなはだしい実情にかんがみ、その利率は一般農家以下に引下げること。右決議する。

以上であります。  
○委員長(仲原善一君) おはかりいたします。大河原君提案の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(仲原善一君) 全会一致でございます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたします。農林大臣。

○國務大臣(赤城宗徳君) ただいま附帯決議をいただきましたが、附帯決議の趣旨を尊重いたしまして措置を講じたい、こう考えます。

○委員長(仲原善一君) なお、諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(仲原善一君) 次に、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、本案の討論に入ります。  
御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認めます。これより採決に入ります。

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕  
○委員長(仲原善一君) 全会一致でございます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等につきましては、先例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(仲原善一君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。  
このまま暫時休憩いたします。  
午後三時十六分休憩

午後三時二十五分開会

○委員長(仲原善一君) 委員会を再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。  
午後三時二十六分散会